（2019 年 3 月作成）

Part3　法学学習特別ゼミ

Q07 横田先生の学生当時のノートの取り方は？

③判例六法を「書き込みサブノート」にしてみよう！　より「判例六法書き込み例」

386

民法（九五条）総則　法律行為

○・二・五四六、民百選Ⅰ〔六版〕二二）

2 類推適用を認めなかった例

建物につき、抵当権の設定登記がなされる以前に、その賃借権を譲り受け、建物の引渡しを受けた者が、家主及び賃借権の譲渡人と通謀し、転貸借を仮装し、転借権の設定登記をしたが、建物に抵当権登記が設定された後に、新たに賃借権設定登記をし、更に転借権設定登記を抹消した場合（最判昭47・2・24民集二六・一・一四六、重判昭47民二……競落人は本条二項を類推して賃借人が自己に対抗し得る賃借権を有しないものと主張できない）

山林について、入会（いりあい）権の主体たる村落が独立の法人格を有しないために、村落にある神社名義に移転登記したとき（最判昭57・7・1民集三六・六・八九一、民法の基本判例〔初版〕一八）→ロ〔入会権〕〔二九四条の注〕

不動産の所有者が交付した登記済証、白紙委任状、印鑑登録証明書等が利用され、当該不動産につき不実の所有権移転登記がなされても、同人が虚偽の外観の作出につき向ら積極的な関与をしておらず、また、不実登記を放置していたとみることもできない場合（最判平15・6・13判時一八三一・九九）

（錯誤）

第九五条① 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

② 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

③ 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

④ 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

（錯誤）

第九五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

親族・相続法上の行為と錯誤→七四二、八〇二、一〇二五〔代理行為と錯誤→一〇一①②〕〔取消し→一二〇一二六〕〔錯誤による弁済と不当利得→七〇六、七〇七〕〔基金の引受けと錯誤→一般法人一四〇②〕〔財産の拠出と錯誤→一般法人一六五〕〔株式引受けと錯誤→会社五一②、一〇一⑥、二一一②〕〔交互計算と錯誤→商五三二〕❸〔本項の不適用→電子契約特三❹〕〔意思表示の取消しと第三者の保護→九六③〕〔本項の特則→電子債権一二①〕

民法

一 錯誤の意義

1 ★意思表示の錯誤というのは内心的効果意思と意思表示の内容たる表示的効果意思との不慮の不一致である。（大判大3・12・15民録二〇・一〇二一）→17

二 要素の錯誤

1 要素の錯誤の意義

2 ★法律行為の要素というのは、意思表示の内容をなし、表意者がその内容に従って法律行為上の効果を発生させようと欲した事実であって、客観的に観察し、その事実につき錯誤がなかったならば意思表示をしなかったであろうと認めることが合理的であるものを指す。（大判大5・7・5民録二二・一三二五）→19

3 ★法律行為の要素というのは、法律行為の主要部分であって、主要部分というのは、各法律行為において表意者が意思表示の内容部分となし、この点につき錯誤がなかったならば意思表示をしなかったであろうと考えられ、かつ、表示しないことが一般取引の通念に照らし妥当と認められるものをいう。（大判大7・10・3民録二四・一八五二）

2 要素の錯誤と認められた例

4 ★戦時中になされた保安林・防風林の売買において、買主が軍部すなわち国であるかどうかについての売主の錯誤（最判昭29・2・12民集八・二・四六五、不動産百選〔三版〕五）

5 ★借受金債務と売買代金債務とを相殺する目的で売買する場合（実質的な代物弁済）において、買主が債権者であるかどうかに関する売主の錯誤（最判昭40・10・8民集一九・七・一七三二）

6 ★馬の売買で、その馬が年齢一三歳で受胎していて、良馬を産出するという買主の錯誤（大判大6・2・24民録二三・二四四、民法の判例〔三版〕四）→19

7 ★山林の売買で、北側に道路が存在するという買主の錯誤（最判昭37・11・27判時三二一・一七）

8 ★和解による代物弁済の目的物であるジャムの種類・品質に関する債権者の錯誤（最判昭33・6・14民集一二・九・一四九二、民百選Ⅱ〔六版〕七六）→30・五六二条3・六九六条3

9 ★代物弁済契約における目的物の価値についての債権者の錯誤（最判昭40・6・25裁判集民七九・五一九）

10 ★主債務がいかなるものであるかについての保証人の錯誤（最判平14・7・11判時一八〇五・五六、消費百選二〇……商品代金の立替払契約が空クレジットであることを保証人が知らずに保証契約を締結した場合）

11 ★会社の全株式の売買における会社の価値についての売主の錯誤（最判平16・7・8判時一八七三・三三）

3 要素の錯誤と認められなかった例

12 ★土地売買契約を解除し、土地交換契約を締結するに伴い、一方が清算金を支払うために、預金を解約し、その払戻金を他方に支払う旨を金融機関に委任した場合に、売買契約の解除と土地交換契約が要素の錯誤により無効であって清算金支払義務がないときであっても、金融機関に対する委任が要素の錯誤により無効となるものではない。（最判昭47・5・19民集二六・四・七二三）

三 いわゆる動機の錯誤

1 動機の錯誤が考慮されない場合

13 ★契約をするに至った縁由に錯誤があっても、縁由の実在を要件としない限りは契約は無効とならない。（大判明38・12・19民録一一・一七八六……保証人が担保物があると誤信して保証契約を締結した場合）

14 ★法律行為の縁由とは効果意思決定の事情にすぎないから、その錯誤は詐欺に基づく場合のほか、法律行為の効力に影響を与えない。（大判大8・12・16民録二五・二三一六）

15 ★意思表示をするに当たっての動機は表意者が当該意思表示の内容としてこれを相手方に表示した場合でない限り法律行為の要素とはならない。（最判昭29・11・26民集八・一一